

令和4年度足利市新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 足利市（以下「市」という。）の交付する足利市新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）については、「令和4年度栃木県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金（市町分）交付要領」（令和4年4月15日栃木県発感対第13号）及び足利市補助金等交付規則（平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を強化することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、診療時間外又は休日に、市が設置する集団接種会場へ医療従事者を派遣した医療機関とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行った、市が設置する集団接種会場への医療従事者の派遣とする。

(補助要件等)

第5条 補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助基準額	補助対象経費	補助率
・医師 1人1時間当たり 7,550円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金。	10/10
・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円		

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、次に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に前条の表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、規則第9条により補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を足利市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 所要額明細書（様式第1号別紙）
- (3) 実績報告書（様式第2号）

2 前項の申請書類の提出期限は、別に定める。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書類の提出があった場合において、補助金交付のための審査を行い、適当と認めるときは、規則第10条に基づき補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に対して速やかに通知する。

2 市長は、補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、規則第23条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、当該補助対象者に補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(協力)

第10条 市長は、補助対象者に対し市が行う調査について協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年7月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。